

2019年5月吉日

お客様 各位

ニチコン株式会社

蓄電システムの節電要請時の遠隔制御について（補助金受給義務）

ニチコン社製の蓄電システムをご購入いただき、ありがとうございます。

このたびご購入いただきました蓄電システムにつきまして、「**2019年度災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金**」を受給されたお客様に、下記の点をお知らせします。

ご契約時に販売店様より説明しているように、本補助金を受給する条件として、災害発生後、政府よりその都道府県に対して節電要請が発令された場合に、蓄電システムの運転モードを「グリーンモード」に切り替えて、自家消費に切り替えて節電に協力する事、そして後日、その運転モードの切り替え実績を資源エネルギー庁に報告する事が義務付けられています。

ニチコン製蓄電システムについては、下記の手順に従って節電要請に対応する事になりますので、予め、ご承知おき下さい。

今後も、ニチコン社製蓄電システムをご愛顧賜りますようよろしくお願いいたします。

敬具

—記—

1. 節電要請対応手順：

- ① 「**節電要請**」が発令された時は、補助金執行団体である環境共創イニシアチブ（SII）からニチコンが「節電要請窓口事業者」として通知を受け、**対象のお客様の蓄電システムを遠隔制御にて、運転モードを「グリーンモード」に切り替えます。**お客様が手動にて運転モードの原状復帰の切り替えをしないようご注意ください。
- ② 「**節電要請解除**」が発令された時は、同様に、SII からニチコンが通知を受け、**対象のお客様の蓄電システムを遠隔制御にて、運転モードを当初の運転モード（通常は「経済モード」）に切り替えます。**運転モードが原状復帰した事をご確認ください。
- ③ **切り替え実績報告**は、ニチコンの見守りサーバーに収集されたデータから報告させていただきます。

2. 節電要請義務期間：引き渡し日から6年間

以上